

# 5年間最大20%減額!

## 「近居割」実施中!!

孫の顔が  
いつでも見られるし、  
万が一のときも  
安心♪



子育て・高齢者等世帯と支援する親族の世帯の双方が同一団地、隣接する団地、概ね半径2キロ圏内の団地もしくは、UR都市機構が定めたエリア内の住宅<sup>(※1)</sup>のいずれかに近居することとなった場合  
新しくご入居いただく世帯の家賃を  
5年間5%<sup>(※2)</sup>減額します!!

さらに、収入要件により5年間20%<sup>(※2)</sup>減額します!!

詳しくはお近くのUR営業窓口へ!!

忙しいときに  
子供の面倒を見  
てもらえて  
助かるわ♪



### 子育て・高齢者等世帯

#### 世帯要件

- ★高齢者(満60歳以上の方)がいる世帯
- ★子ども(同居する18歳未満の子、妊娠中を含む)がいる世帯
- ★障がい者(4級以上の身体障がい又は重度の知的障がい等のある方)がいる世帯

### 支援世帯

- ★子育て・高齢者等世帯を支援する直系血族又は現に扶養義務を負っている3親等内の親族がいる世帯

#### 注意事項

- ※1 UR都市機構が定めたエリア内の住宅とは、UR賃貸住宅を含むあらゆる住宅となります。
- ※2 減額期間は、入居開始可能日から起算して5年間です。入居時には近居の成立が必要で、親族関係を証明する書類により確認を行います。なお、近居の相手となる世帯の家賃等支払い状況を確認し、家賃を滞納している場合は家賃の減額は適用されません。また、毎年1回近居状況を確認し、近居が成立していない場合には、減額を終了します。
- \*一部対象外となる団地や住戸があります。



## 平成28年2月25日以降の「近居割」ご契約者の皆さんへ

世帯要件の変更または近居の相手となる世帯の転居等があった場合は、直ちに最寄りの管理サービス事務所または住まいセンター等にお知らせください。



家賃減額の要件を満たしていないにもかかわらず、家賃減額を受けていたことが判明した場合、本来家賃と既にお支払いただいた減額後家賃との間に生じた不足家賃を、UR都市機構の定める期日までにお支払いただることになりますので、ご注意ください。

## URにお友達をご紹介ください!!



ご紹介を受けた方が、UR賃貸住宅へ新規契約・ご入居された場合  
ご紹介した方、ご紹介を受けた方双方に、  
金券(10,000円分)をプレゼントいたします。

※お住まいの地域によってプレゼントの内容や適用条件等が異なる場合がございます。  
詳細は、お近くのUR営業窓口までお問い合わせください。

## 平成29年度家賃改定特別措置更新申請のご案内

UR都市機構では、一定の要件に該当する高齢者世帯等の方に対して、居住の安定に配慮させていただくこととして、家賃改定に伴う家賃の上昇を抑制する特別措置を講じております。

この特別措置の適用を受けていただくには、毎年度、受付期間内に更新申請をしていただく必要があります。

平成28年度に特別措置の適用を受けていたり、平成29年度も継続して特別措置の適用を受けていただくには更新申請が必要です。現在、更新申請を受け付けておりますので、申請がお済みでない方は、お早めに申請いただきますようご案内します。

[生活保護世帯として特別措置の適用を受けていたり、平成29年度の生活保護の住宅扶助限度額が確認でき次第(平成29年3月中旬ごろ)、UR都市機構から申請関係書類を送付させていただきます。]

お更  
新  
申  
請  
手  
續  
き  
は  
す  
か?  
? 平  
成  
29  
年  
度  
の  
よ  
う  
す  
き  
は

■受付期間  
高齢者・母子・障がい者・子育て世帯の方  
平成29年2月28日(火)まで

生活保護世帯の方  
平成29年3月31日(金)まで

(建替事業に伴う特別措置とは異なりますので、ご注意ください。)



申請手続きについて

- 平成28年度に、この特別措置の適用を受けている方が申請できます。
- 更新申請の対象者の方々に郵送しております「家賃改定に伴う特別措置適用申請書」にご記入の上、必要書類を添えて、最寄りの管理サービス事務所または住まいセンター等までご申請ください。
- 申請手続きに関するお問い合わせは、お住まいの団地を管理している住まいセンター等までお問い合わせください。

※現在、特別措置の適用を受けていない方のうち、要件を満たしていると思われる方は、管理サービス事務所または住まいセンター等までご相談ください。